

# 2 枚目・B水準記載例

様式第9号の5 (第70条関係)

時間外労働  
休日労働  
に関する協定届 (特別条項)

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定内容を要して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。ただし、②-⑤について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることとして いる場合はこの限りではない。)		1年 (①については720時間以内(時間外労働のみの時間数)、②-④については960時間以内、③-⑤については1,860時間以内(②-⑤は時間外労働及び休日労働を合算した時間数)に限る。)			
			延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については、6回以内、②-⑤については任意)	延長すること及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させる回数 (①については、6回以内、②-⑤については任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
① (下記②-⑤以外の者)	〇〇業務 〇〇業務	〇〇人 〇〇人	6時間 6時間	6回 6回	70時間 70時間	6回 6回	670時間 670時間	25% 25%	670時間 670時間	25% 25%
② A水準医療機関で勤務する医師	業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。 B水準医療機関で対象業務に従事する医師については労働時間短縮計画記載の診療科単位で定めることが望ましいです。									
③ B水準医療機関で対象業務に従事する医師	救急患者や重症患者に対する診察、検査、診断、処置、手術への対応の発生 在宅患者に対する急変対応、在宅患者への訪問診療の集中 高度な処置、手術への対応、高度な疾病治療や疾病・病棟管理の集中	20人 15人 10人	6時間 6時間 6時間	10回 10回 10回	95時間 120時間 120時間	10回 10回 10回	1000時間 1200時間 1200時間	25% 25% 25%	1000時間 1200時間 1200時間	25% 25% 25%
④ 連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師	事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限りに限り、でき る限り具体的に定めなければなりません。「業務上の必要」とは「業務上 やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められ ません。なお、あくまで例示を載せていますので、各医療機関の実態に合わせて 記載してください。 B水準医療機関で対象業務に従事する医師の場合、地域医療の確保のためにやむ を得ず長時間労働になる事由を定めることとなります。									
⑤ C水準医療機関で対象業務に従事する医師										

医療機関内に、B水準の対象業務以外の業務に従事する医師がいる場合には、該当する水準の記載欄に協定事項を記載してください。

医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、当該者についても定める場合は、併せて記載してください。

限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる場合、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。  
医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、月100時間未満に限ります。  
なお、この時間数を満たしていても、2~6か月平均で月80時間を超えてはいけません。  
また、B水準医療機関で対象業務に従事する医師については、原則として月100時間未満に限りませんが、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることを36協定に定めるときは、1か月について100時間以上の時間数を定めることも可能です。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。  
この場合、法定の割増率(25%)を超える割増率とな  
るよう労働してください(なお、時間外労働が月60時間  
を超える場合の法定の割増率は50%となります。)  
「1年」の欄も同様です。

限度時間(年360時間または320時間)を超えて労働させる1年の時間数を定めてください。  
医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、年720時間以内(時間外労働のみ)に限ります。  
B水準医療機関で対象業務に従事する医師については、年1,860時間以内(時間外労働および休日労働)に限ります。

起算日  
(年月日)  
〇〇〇〇年4月1日